

ファミリーホーム のぞみ 令和5年度事業報告

1. ホームの概要

- ① 施設種別 ファミリーホーム
- ② 所在地 〒739-0605
大竹市立戸1丁目9-8
- ③ 定員 男女6名
- ④職員構成
 - (1) 養育者（ホーム長、ケアワーカー兼務） 1名 ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。
 - (2) 補助者（ケアワーカー） 3名 子どものケア全般に関すること。

2. 基本方針

虐待など不適切な環境の中で養育されてきたことを配慮し、入居してくる子どもたちが家庭的で安全に暮らせるよう環境を整備し、長期的な受容と共感を基として安心できる愛着関係作りに努めていたが、年度途中で養育者の変更があった為、子ども達と新しい養育者、補助者も交えた再度の関係構築に努めた。

3. 支援方針

①個別化

それぞれの子どもの成長や発達状況に合わせた課題や目標に合ったかかわり方を心掛け、きめ細かなケアに努めた。また、子どもの自立支援計画を子どもと一緒に策定し、それに基づく生活支援、学習支援等を行った。子ども一人一人に対し、最善で最適な支援を行うよう努めた。

②学習支援

学習環境を整え、その子の学力等に応じた学習支援を行った。不適切な学習環境にいた子どもがいることを考え、その学力に応じて学習の機会を設け、よりよい自己実現に向けた学習意欲を引き出すようにした。子どもの学習時には大人が補助し、集中して学習に取り込めるようにし、声掛けを行った。子どもとの日々の会話の中で、将来の夢や様々な進路の選択肢の話をし、夢や希望、生きがいを持てるように配慮した。

③家族

児童相談所や家族の所在する市町村と連携し、子どもと家庭との関係調整を図り、子どもと保護者の関係が切れないように配慮した。家族関係の継続が可能な保護者との連絡を定期的に行い、面会、外出、一時帰宅等できるよう児童相談所と協議を行いながら、家族間調整も行った。結果、家族再統合へ段階的に進展があった家庭や、実際に家庭引き取り繋がった家庭もあった。

4. アフターケア

自立退居した子どもについては子どもが継続して安定した社会生活を送れるよう計画的、組織的に支援に取り組んだ。退居後、時間が経過しても相談できることを伝え、日々の関わりを大事にし、信頼関係の構築を図り、関係が切れないようにした。退居した児童が一時的に帰省し、宿泊した事もあった。

家庭復帰をした子どもについても児童相談所を介して、ホームでの生活時の情報を家庭に共有した。

5. 生活支援

①衣類

衣類は清潔で身体に合い、季節に合ったものを提供した。子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援した。気候、生活場面、汚れ等に応じた選択、着替えや衣類の管理、保管等衣習慣の習得を支援した。また、発達段階や好みに合わせて、四季を通じ、子どもと一緒に衣服を購入する機会を設けた。

②食生活

食事は団欒の場であり、美味しく楽しみながら食事ができるように工夫した。

年齢や嗜好、健康状態等、1人1人に応じて時間や量等に配慮した。料理に合った適温で提供することを心掛け、子どもの発達段階に応じて食文化を身につけることができるよう食育を行った。ケアワーカーが子どもの目の前で調理、配膳、片付けを行ったり、子どもと一緒にすることで基礎的な調理技術を習得できる機会を提供した。

③住環境

共有スペースを中心にホーム全体がきれいに整備されているように心掛け、発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除の習慣が身につくように支援した。また軽微な修繕は早急に行った。定期的子どもたちの写真をリビングに飾ることで、子ども達と一緒に成長を喜んだり、思い出の振り返りができるようにする等、子どもを取り巻く住環境から、そ

ここに暮らす子どもたちが大切にされているというメッセージを感じられるように配慮した。

安全、安心を感じられる場所となるよう、家庭的な環境でくつろげる環境と子ども1人1人の居場所が確保されるように配慮した。

6. 入居

今年度は入居がなかった。児童相談所からの一時保護委託や大竹市や廿日市市、岩国市のショートステイについては空きがあれば積極的に受け入れていたが、現入居児童の生活への影響に配慮し、一時的に受け入れを停止した。

7. 保健・医療

発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援した。低年齢児については常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事、排せつ等の状況をケアワーカーが把握するように努めた。発達段階に応じて、洗面、歯磨き、手洗い等の身だしなみ等は自分で行えるように支援した。

かかりつけ医を中心に医療機関と連携して1人1人の子どもの心身の健康を管理すると共に、異常がある場合は適切に対応した。

マスクの着用、こまめな消毒を徹底し、感染症予防に努めた。

8. 権利擁護

大人による子どもへの不適切な対応が疑われた事案があった為、児童相談所と連携し、適切な対応を図った。

職員会議にて、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応を話し合い、ケアワーカー間で共有し、意識を高めた。

子どもと話し合って生活を作るという文化の醸成については、来年度へ持ち越し、課題とする。

9. 事故対応

今年度、交通事故が1件発生した。事故現場に居合わせたケアワーカーが報告・連絡・相談をホーム長にし、救急と警察に連絡、対応した。事故後は事故報告書を早急に作成し、児童相談所に送付した。

10. ヒヤリハット

子どもとのかかわりでヒヤリとした出来事・反応やハッとした気づきがあれば記録として残し、振り返りを行うようにした。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハッとすればその都度記入していった。職員会議で情報共有し、対応策を検討することで事故の再発防止につなげていった。

11. 機関連携

子どもの自立支援のための取り組みとして、子どもの定期的な面接調整（担当児童相談所等）などを必要に応じて実施していった。

その他、状況に応じてボランティアの受け入れを行い、遊びの同伴などを通して、地域に開かれたホームを目指した。

12. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行った。また外部への情報発信時に子どもの情報を載せる本人の同意、保護者と写真掲載承諾書を交わし、許可を得た上で行った。

13. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応、他拠点の職員を交え苦情の適切な解決に努めた。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第3者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも定期的にその仕組みについて説明をした。特に第3者委員の2名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められる。そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第3者委員が夕食を摂る機会等を設定し、顔見知りになることで少しでも相談しやすい関係づくりに努めた。

また、上記以外にも、法人内他拠点の大人や、児童相談所の担当職員へ子ども自身が苦情を言う事ができる関係作りをホームの大人も補助した。

14. 職員研修

ファミリーホーム全国研究大会をはじめとする日本ファミリーホーム協議会が主

催する研修、中国・四国ブロックファミリーホーム研修交流会への参加を軸に職員教育を図った。

また、課題意識を向上させ、児童虐待に関する研修を中心に必要な知識技術を学ぶ為の外部研修、オンライン研修への参加、自己啓発活動を奨励し、参加を促した。

15. 会議

月2回全ケアワーカーが集まり職員会議を行った。内容は子どものケアやホーム運営全般のこととした。また、職員会議にて子どもの状況の把握、言動の分析、関わりの見直しを図り、担当児童相談所に養育情報報告書として提出、密な連携を図った。

16. 防災訓練

毎月第3日曜日を防災の日と設定し、避難経路の確認や防災に関するDVDを見ることで避難方法の確認と防災に関する意識を高めるようにした。また、年1回、夜間を想定した避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに適切に対応できるようにした。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行った。

17. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化に努めた。子どもがよりよい環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞き、その都度ケアワーカー間で話し合った。必要な備品があれば、各部屋ごとに購入した。

18. 住民理解

学校行事、地域行事、子ども会行事、習い事には積極的に参加し、ホームと地域の調和を図った。

また近所の方、他の家庭の保護者等への挨拶、お礼を積極的に行った。

月1回の児童民生委員主催の「カレーの日」、長期休暇中に開催される「みかんちゃん(地域の方に宿題を教えてもらい、一緒にカレーを食べる行事)」に参加し、市内の児童民生委員の方にホームを知ってもらおうようにした。

立戸集会所で開催されるとりでこども食堂に子どもたちと参加し、こども食堂を通じて、地域貢献をし、より多くの人にホームのことを知ってもらえるように努めた。

19. 人材確保

ケアワーカーは充足していた為、募集を掛けなかった。

20. 広報活動

現在のホームの状況を知らせる為、ホームページの充実、SNS 等による情報開示と情報発信に取り組んだ。